

入 札 説 明 書

第 30 回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 8 年 7 月 22 日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部消防保安課
電話番号 (075)414-4471
ファックス番号 (075)414-4477
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
第 30 回京都府消防操法大会における会場設営等業務 一式
 - (2) 仕様等
別添仕様書（第 30 回京都府消防操法大会における会場設営等業務仕様書）のとおり
 - (3) 委託期間
契約日から令和 8 年 8 月 30 日（日）（大会延期の場合は令和 8 年 9 月 6 日）
- 5 入札説明書の交付の日時及び場所
令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 7 月 28 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部消防保安課（京都府庁第 1 号館 6 階）
- 6 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 7 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与え

る目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 過去5年以内に地方自治体が実施する消防操法大会等の会場設営業務に係る実績を有する者で、府が委託する業務を確実に履行できると認められる者であること。

8 資格審査の認定手続

資格審査を受けようとする者は、申請書(別記第1号様式)を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の受付期間

入札公告日から土曜日、日曜日及び祝日を除く令和8年7月28日(火)

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 提出方法

受付期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記事項全部証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第16条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税証明書(別記第2号様式)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(別記第3号様式)又は税務署長が発行する納税証明書で消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを確認できるもの

エ 営業経歴書(別記第4号様式)

オ 印鑑証明書(別記第5号様式)

カ 入札参加資格審査の申請に関する権限を営業所長等に委任する場合には委任状(別記第6号様式)

キ 過去5年以内に地方自治体が実施する消防操法大会等の会場設営業務に係る実績を有する者で、府が委託する業務を確実に履行できると認められるものに該当することを実績を証する書類(別記第7号様式)

ク 7の(1)のエ及びオに該当しないことを証する書類(別記第8号様式)

ケ 一般競争入札参加資格審査申請書類調書(別記第9号様式)

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和8年8月30日までとする。（荒天のため大会が延期となった場合は令和8年9月6日まで）

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

13 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はこれらの業務の内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月6日(木) 午前11時00分

イ 場所 京都府庁第1号館6階災害対策本部会議室C

(2) 入札の方法

ア 入札書(別紙様式1)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかななくてはならない。(別紙様式2)

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、令和8年7月28日(火)午後5時までに、ファックスにより質問書(様式任意)の提出を行うことによって説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとする。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

18 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

19 その他

- (1) 1 から 18 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

別記
第1号様式

一般競争入札参加資格審査申請書

第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札に参加したいので、その資格の審査を、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

京都府知事

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

別記
第2号様式

受付年月日	年 月 日
受付番号	第 号

手数料等納付済確認欄
(手数料金額 420円)

府 税 納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

使用目的	第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格審査申請のため	証明書請求枚数
		1 枚
提出先	京都府知事	
証明事項	京都府税（個人府民税を除く。）について滞納がないこと。	

京都府知事 様
上記の事項を証明してください。

請求日 年 月 日

【納税義務者又は特別徴収義務者】
住所（法人の場合は本社所在地）

ふりがな
氏名（法人の場合は社名及び代表者の職・氏名）

電話番号（日中連絡が付く電話番号を記入してください。）

【窓口に来られた方】 ☐ 納税者等と同じ ☐ 受任者と同じ
住所

氏名

電話番号

- 備考 1 窓口に来られた方が納税者本人でない（法人の従業員、同居の親族を含む。）ときは、
納税者等からの委任状が必要です。
- 2 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。
- 3 交付手数料（420円）が必要です。
- 4 府税には、附帯金を含みます。
- 5 府税事務所（自動車税管理事務所を除く。）、各広域振興局税務課・府税出張所、
府庁税務課で証明が受けられます。
- 6 郵送による請求を希望される方は事前に府税の窓口へお電話ください。

確認欄 ※事務所記載	☐ 代表者 ☐ 受任者(従業員・行政書士・その他)
	1種類の身分証明書等で確認 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 資格確認書 ☐ 行政書士証票、行政書士補助者証 ☐ その他() ☐ その他()

別記
第2号様式

証 明 番 号	第	号
---------	---	---

府 税 納 税 証 明 書

※納税義務者等	住所（法人の場合は本社所在地）	
	氏名（法人の場合は社名及び代表者の職・氏名）	
使 用 目 的	第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格審査申請のため	
証 明 事 項	京都府税（個人府民税を除く。）について滞納がないこと。	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

印

- 備考 1 ※印欄は、請求者において記入してください。
2 府税には、附帯金を含みます。

別記
第3号様式

納 税 証 明 書

税務署長 あて

年 月 日

住 所
氏 名

印

証明書の 使用目的		証明書の 請求枚数	
--------------	--	--------------	--

上記の目的に使用するため、下記の証明を請求します。

記

消費税及地方消費税について未納の税額はあります。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長 氏

名 印

財務事務官

別記
第4号様式

営 業 経 歴 書 (令和 年 月 日現在)	
申 請 者	商号 (名称) 代表者の職・氏名
	所在地 電話() 局 番
直接取引を希望する支店等 (申請者と同じの場合 記入不要)	商号 (名称) 代表者の職・氏名
	所在地 電話() 局 番

営 業 種 目	比 率
	%
	%
	%
	%

営業 年数	営業開始年月		営業年数		現組織へ変更した年月		現組織へ変更後の営業年数		
	年 月		年 月		年 月		年 月		
従業員数	全従業員数		うち、取引 希望支店等 従業員数		営業実績	直前の2営業年度の平均契約金額			
	人		人			百万円			
主 取 要 引 績 実	直前の営業年度の契約実績					2営業年度前の契約実績			
	取引先	金 額		契約内容		取引先	金 額		契約内容
		百万円					百万円		

以下、法人のみ記入してください。

自 己 資 本 額	払込資本額	百万円	特 年 年 記 月 月 事 日 日 か ま で 項 ら で	損 益 状 況	①売上高		百万円
					②売上原価		
	積立金				①-② (A) 売上総利益		
					③販売費及び一般管理費		
	繰越金 (繰越欠損)				(A)-③ (B) 営業利益		
					④営業外収(損)益		
	準備金				(B)-④ (C) 経常利益		
	計			経 営 状 況			
				(総合) 売上高対営業利益率	(財務) 流動比率	(販売) 売上高対総利益率	

別記
第5号様式

印 鑑 証 明 書

下記のとおり、取引使用印鑑を届け出ます。

記

法人印（個人の場合は、個人印）	代表者印（法人の場合に限る。）
-----------------	-----------------

年 月 日

京都府知事

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

別記
第 6 号様式

委 任 状

商号又は名称
私は、受任者の職・氏名 （ 代理人
印 鑑 ） を代理人と定め、
下記の事項を委任します。

委 任 事 項

第 30 回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格審査の
申請に関する一切の権限

年 月 日

京都府知事 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

㊟

別記
第7号様式

受 託 実 績 調 書

年度	受 託 先	受託内容	備 考

- (注) 1. 過去5年以内において、地方公共団体から第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務と同種の事業を受託した実績について、最新のものから記入する。
2. 前項の実績以外に、同様の内容について記入する場合は、最近のものから順番に記入するとともに、備考欄にその旨記入し、それが判断できる資料を提出する。(仕様書等)
3. 代理店等で実績がない場合は、代理店等であることを証明できる資料を添付し代理店等が記載された内容を実施する業者の内容実績証明書を提出する。

別記
第 8 号様式

年 月 日

京都府知事 様

住 所

氏 名 ⑩

法人にあつては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地

誓 約 書

私並びに京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第 3 号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

一般競争入札資格審査申請書類調書（申請者用）

第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札資格審査申請書類について

- 1 提出された書類を受理しました。
2 提出された書類のうち下記の事項が不備ですので、再提出してください。

法人の場合		個人の場合	
	備考		備考
申請書		申請書	
商業登記事項全部証明書		身分証明書	
定款		府税納税証明書	
府税納税証明書		消費税及び地方消費税納税証明書	
消費税及び地方消費税納税証明書		営業経歴書	
営業経歴書		印鑑証明書	
印鑑証明書		過去5年以内に地方公共団体から同種の事業を受託した実績を証する書類	
委任状			
過去5年以内に地方公共団体から同種の事業を受託した実績を証する書類			
誓約書		誓約書	
返信用封筒		返信用封筒	

令和 年 月 日

※申請者の

商号又は名称

様

※申請書類作成責任者名

連絡先（ ） ー

京都府危機管理部消防保安課

注 申請者においては、※印欄のみ記入してください。

一般競争入札資格審査申請書類調書（消防保安課控）

第30回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札資格審査申請書類について

- 1 提出された書類を受理しました。
2 提出された書類のうち下記の事項が不備ですので、再提出してください。

法人の場合		個人の場合	
	備考		備考
申請書		申請書	
商業登記事項全部証明書		身分証明書	
定款		府税納税証明書	
府税納税証明書		消費税及び地方消費税納税証明書	
消費税及び地方消費税納税証明書		営業経歴書	
営業経歴書		印鑑証明書	
印鑑証明書		過去5年以内に地方公共団体から同種の事業を受託した実績を証する書類	
委任状			
過去5年以内に地方公共団体から同種の事業を受託した実績を証する書類			
誓約書		誓約書	
返信用封筒		返信用封筒	

令和 年 月 日
※申請者の
商号又は名称
※申請書類作成責任者名
連絡先（ ） ー

様

京都府危機管理部消防保安課

注 申請者においては、※印欄のみ記入してください。